

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(14)

目 次

規 則

○富山県立山カルデラ砂防博物館条例施行規則

1

規 則

富山県立山カルデラ砂防博物館条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第33号

富山県立山カルデラ砂防博物館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県立山カルデラ砂防博物館条例（平成10年富山県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の減免)

第 2 条 条例第10条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその場合における減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表の 1 の表の備考第 2 項に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示又は企画展示（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合
観覧料の全額
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合
観覧料の全額

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者 1 人につき 1 人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (4) 療育手帳制度について（昭和48年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (6) 70歳以上の者が常設展示を観覧する場合 観覧料の全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が必要と認める額
- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合における観覧料の減免は富山県立山カルデラ砂防博物館観覧料減免申請書（別記様式）を知事に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる場合における観覧料の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号に掲げる場合における観覧料の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第 7 号に掲げる場合における観覧料の減免は別に定めるところにより行うものとする。

（細則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、富山県立山カルデラ砂防博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

富山県立山カルデラ砂防博物館観覧料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

学校名（団体名）

代表者氏名

連絡先

電話番号

担当者氏名

富山県立山カルデラ砂防博物館条例第10条の規定により次のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

観覧日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				
観覧内容	1 常設展示 2 企画展示				
引率責任者	職		氏名		
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ()	人	
観覧目的					
※減免する額	常設展示				円
	企画展示				円

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(砂防課)

